

令和3年第2回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和3年6月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第6号

令和3年6月16日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 選挙第2号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第3 陳情第3-2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 陳情第3-3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書
- 陳情第3-4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情
- 陳情第3-5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情
- 日程第4 議案第55号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議案第56号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
議案第57号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第58号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号 市道路線の廃止及び認定について
議案第61号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
議案第62号 財産の譲与について
議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
議案第64号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第65号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第66号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 選挙第2号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
日程第3 陳情第3-2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
陳情第3-3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書
陳情第3-4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情
陳情第3-5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情
日程第4 議案第55号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第56号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
議案第57号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第58号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号 市道路線の廃止及び認定について

- 議案第61号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
議案第62号 財産の譲与について
議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
議案第64号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第65号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第66号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
-

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番内桶克之君、4番田村幸子君を指名いたします。

選挙第2号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、選挙第2号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、組合同規約第6条第3項の規定により、議員の中から1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、よって選挙の方法は、指名推選により行うことを決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

この際、筑北環境衛生組合議会議員に4番田村幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田村幸子君を筑北環境衛生組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、ただいま指名いたしました田村幸子君が当選をされました。

当選告知

○議長（石松俊雄君） 当選されました田村幸子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

陳情第3－2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

陳情第3－3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書

陳情第3－4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

陳情第3－5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情

○議長（石松俊雄君） 日程第3、陳情第3－2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情から陳情第3－5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情の4件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより付託委員会の委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 総務産業委員会審査結果報告。

今期市議会定例会において総務産業委員会に付託になりました陳情第3-3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書につきまして、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本件に対し、賛成の立場からの意見であります。笠間市はゼロカーボンシティ宣言を表明しました。未来を担う笠間市民の方に、よりよい環境をつくってほしいとの考えから第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書を提出することに賛成であり、ぜひ提出してほしいとの意見がありました。

次に、反対の立場からの意見であります。エネルギーとは、人類が生きていく上で極めて重要な要素である。日本は山地が多く、国土が狭いため、可能な限り太陽光発電を設置したとしても、とても電力は賄えない。現在の生活水準を落とすことは不可能である。2050年には、カーボンゼロと世界的にも表明していることから、炭素についても、火力発電等々の部分は少しずつ減らしていく必要がある。再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱などいろいろな要素があり、当然力を入れていくのは当たり前である。しかし、原子力発電を即やめるとなると電力不足になるため、トータル的な電力の需要供給を勘案しながら少しずつ減らしていくべきであると考えます。また、エネルギーの問題については、日本の経済事情、今後の日本経済の発展などを考慮しながら、国も考えて数値目標を出していることから、改めて地方議会が国へ意見書を出す必要はないとの意見がありました。

以上のような賛成の意見、反対の意見を踏まえ、採決の結果、賛成少数により、当陳情を不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました陳情第3-3号の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

次に、当委員会に付託になりました陳情第3-4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、本案に対し、賛成の立場からの意見であります。笠間市は非核平和都市宣言を表明している。このことから、日本政府が核兵器禁止条約に署名と批准する行動を取るべきであるとの賛成意見がありました。

次に、反対の立場からの意見であります。日本は世界で唯一の被爆国であることは間違いない。しかし、日本を取り巻く安全保障状況を考えてみたときに、中国の核の問題、

北朝鮮の核の問題、日本の周りの国が核を持っている中で、日本は核を持っていない。このような状況の中で、日本の安全を保っているのは、日米安全保障条約があるからである。日米安全保障条約の下に日本の安全が保たれていると思うため、国、日本政府の判断を支持することから反対である。

以上のような審査を踏まえ、採決の結果、賛成少数により、当陳情を不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました陳情第3－4号の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いします。

委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 教育福祉委員会から審査結果の報告を申し上げます。

今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました陳情につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月7日に委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、陳情第3－2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について審査いたしました。

討論として、日本の医療体制と保健体制は脆弱性を以前から改善すべきと指摘されており、医療従事者全体が日本では足りないことが明らかである。この陳情は、必要な対策を求めているもので、国に必要性を伝えることが大切であるとの賛成討論がありました。

これらの経過を踏まえ、採決の結果、賛成少数により、当陳情を不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3－5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情について審査いたしました。

討論として、新型コロナワクチン接種の安全性の確保については、現状で取り得る限りでの接種体制、安全性及び危険性などの周知は図られている。さらに、この陳情は、安全性確保を求めるスタンスを取る一方で、個人補償への言及がされており、これらは切り離して考えるべきであるため、採択すべきと認識できないとの反対討論がありました。

これらの経過を踏まえ、採決の結果、賛成多数により、当陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄でございます。議長の許可を受けまして、討論をさせていただきます。

日程第3、陳情第3－2号、陳情第3－3号、陳情第3－4号に対する賛成討論を行います。

初めに、陳情第3－2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情に賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルスのパンデミックは、日本における医療、保健、社会保障体制の脆弱性を白日の下にさらしました。特に、東京、大阪などの大都市、そして沖縄、北海道など国内有数の観光地では、医療が逼迫し、入院し、療養する必要がある多くの人が入院できず、宿泊施設での療養や自宅療養、中には自宅での放置に近い状態を余儀なくされていることも報道で明らかにされています。その中で、自宅や宿泊施設で命を落とす方も多く見られます。救急車で運ばれても、受入れ先の病院が見つからず、5時間も6時間も受入れ先を探し続けるという信じられない異常事態が、先進国と言われているこの日本で頻発しております。コロナ以外で入院や手術が必要な方も、トリアージにより後回しにされており、必要な人が必要な医療を受けられない状況が、日本の全国至るところで発生しております。

一方、医療機関では、医師や医療従事者が不足しているため、病院のベッドがあっても、入院治療を受けることができない状況も継続されています。医師や看護師が不足し、そのため、入院患者のために行う医療従事者の労働は、想像を絶する過重な状況になっております。家庭内感染を避けるために、宿泊施設から医療機関に通う看護師も少なくないことが報道で明らかにされています。

また、保健所の方々は、コロナの陽性者に対して、その濃厚接触者の系統的な調査を行い、該当者に対するPCR検査等の実施やそれに伴う入院などの療養への指導を行っています。その仕事が次から次へと重なるため、少ない人数で過重な仕事になっているものと思われます。保健所の方々も、過密な仕事に従事し、担当者の中には、この2か月間休みを取っていない状況ですとのお話も漏れ伺っております。

この20年間で、保健所は全国でも県内でも約半数に減らされ、保健所で働く専門職、事務職の人数の大幅に削減されています。その保健所に限らず、コロナ禍の中で多くのしわ寄せが、働く人々に、そして国民、県民に及んでいます。

新型コロナのパンデミックが突然襲来したので仕方がないと諦める気持ちを持つ人もい

るかもしれませんが、これは自然現象などで仕方がないと諦めることができるでしょうか。社会政策を改善することにより、対応は可能であります。

別の角度から見ると、国民に対する必要な医療保険を削減し、必要な支援を国民に届けられない状況にしているとも見えます。医師や看護師、医療従事者をここまで削減することがなかったら、救える命を救えなかったってことは、もっと避けることができたのではないかと思います。視点を変えてそのような角度から見ると、今の異常事態は、人災の面もあるのではないかと思います。

先日、6月10日茨城新聞には、全国知事会のオンライン会合で県の大井川知事は、新型コロナウイルスに対応する国のまん延防止等重点措置の適用の在り方や現在の医療体制について見直しの検討を国にお願いしたいと訴えた。現在の医療体制に対し、人口減少を踏まえ、医師数が厳しく制限されていると説明した。そして、新型コロナの感染拡大により、重症病床が不足した経緯を挙げつつ、今後の充実した医療体制提供のために、抜本的に見直す時期に来ていると提案したとの記事が掲載されておりました。国による医師数制限策が、地方自治体による県民のための医療の漆黑となっていることをうかがわせることが明らかにされております。

また、コロナ禍の中で時期が少し先延ばしされたものの、公立公的病院の統合再編、地域医療構想により、病床の削減などの方針が見直しされないなど、解決を図るべき課題はたくさんございます。

国に対する陳情項目の1番、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。これは財源保障がなければ、医療、介護、福祉の充実はできませんので、もっともな話だと思います。

2番、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。これは、笠間市立病院に対する国の一方的な名指し等による再編統合に導くことは、市民への医療提供に対する妨げになるものであり、このような国の対応は改めるべきと考えますので、必要な意見であると思います。

3番、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職員等を大幅に増員すること。笠間市立病院、県立中央病院などの困難を改善に向かわせる上でも必要な措置であります。

4番、保健所の増設、保健師の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査検疫体制などを強化、拡充すること。削減した保健所職員を復活させ、保健行政を現状から改善させることは、喫緊の課題であり、重要な意見でございます。

そして、5番、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。これも大事な意見でございます。75歳以上の医療費が2倍に値上げをされ、介護用品の支給に対する所得基準の引上げ、無料から有料にするなど、このような政策を改め、医療やケアに優しい社会をつくることを求めるものです。これらの要望は、恐らく全ての国民、市民の願いではないでしょ

うか。

県知事も全国知事会に、医師政策の見直し要望を国への要望として提起しました。どの立場にある人も医療環境を改善させたいと思えば、同じ考えになるものと思います。しかし、沈黙していても、改善に資するものではありません。自動的には改善できません。党派に関係なく、全ての県民、市民の切なる願いであります。力を合わせて、この難局を乗り越え、市民、県民、国民の命、健康が守られる日本を目指していきましょう。

市議会による国への意見書は、地方の状況を国にお伝えし、市民の福祉のために改善する上で大きな役割を發揮いたします。今のコロナ禍の中で、市民の願いに応える有効な方策であり、地方自治法により、その権利が保障されているものであります。意見書を国に提出をして、市民の思いを国に届けられるようにしようではありませんか。

議員の皆様方の御賛同いただきたく、お願い申し上げまして、陳情第3-2号に対する賛成討論といたします。

次に、陳情第3-3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書に賛成の立場で討論をいたします。

陳情事項1は、国は、次期エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度には100%としてくださいとなっています。国の目標は、2030年度の現行目標は、脱炭素電源比率で44%、この中には原子力も含まれておりますので、再生可能エネルギーとしては、22から24%です。これでは目標として全く不十分でありますし、2030年目標を60%、2050年目標を100%に定めることは、危機的な状況にある地球温暖化の現状に照らして、大切な目標です。

1997年の京都議定書を経て、2015年のパリ協定では、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定として、2019年12月の批准国団体数は187と言われております。産業革命前からの世界の平均気温を2度未満に抑え、同時に、平均気温上昇1.5度未満を目指すとなっております、その取組が待たれます。目標を持たないと前進はありませんので、気候変動対策、地球温暖化対策を強力に推進することが必要となっております。

陳情事項2は、国は巨大なリスクを抱える原子力を廃止し、火力発電所は段階的に2050年までに廃止してくださいとなっております。危険性がある原発と人類は共存できません。原発の再稼働、運転継続、新規増設はやめ、危険性を除去することが、市民にとっても大切なことでもあります。

第4次エネルギー基本計画は、その最終章で、第5次エネルギー基本計画は、2030年エネルギーミックスの実現と脱炭素化に向けた2050年エネルギーシナリオの二つを統合した計画であるとして、2番、原子力についての位置づけにおいて、原子力は運転コストが低廉で、変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需要構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であるとしております。そして、政策の方向性において、2030年エネルギーミックスにおける電

源構成の実現を目指し、必要な対応を着実に進めるとしております。2030年エネルギーミックスの確実な実現で、その電源構成率は、再生可能エネルギーは22%から24%、原子力発電20から22%、石油石炭天然ガスなどの化石燃料56%、省エネルギー実質エネルギー効率35%減とも書いてあります、それを目指すとの方針が示されています。

経済産業省資源エネルギー庁が示した2021年4月28日付の2050年カーボンニュートラルを見据えた2030年に向けたエネルギー政策の在り方によりますと、次期エネルギー基本計画、これが第6次エネルギー基本計画になるわけではありますが、その骨格において、4番、2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題等の対応の温室効果ガス削減に向けた電力、産業、業務、家庭、運輸部門の取組、1、電力部門の取組で、A、再エネ、B、原子力、C、化石・火力、D、水素・アンモニア火力とされております。2050年カーボンニュートラルを見据えた2030年に向けたエネルギー政策を考える上での基本的考え方では、1、第1次エネルギー供給構造における各エネルギー源の位置づけで、再生可能エネルギーとともに、2番、原子力・化石エネルギーを位置づけています。2050年を見据えた2030年に向けた政策対応の6では、原子力政策の再構築が記載されているのみで、2030年における電源構成の総発電量における原子力の構成割合を現在の20から22%をゼロにするとか、例えば5%に低減させるなどの具体的言及はありませんので、原発を維持する方針であると思われます。その中の議論の整理の中で、分科会での意見として、一部に、現在は6%であり、現実を見据えた下方修正が必要なのではないかなどの抑制的な意見も散見されますが、2030年の原子力比率である20から22%を維持し、温室効果ガス削減に貢献することが大切、技術、自給率の高い原子力を再エネ、補完する電力として活用することが不可欠、既存の原発の再稼働や運転期間の60年、さらには、80年の延長というのは必至であると、このような議論もあります。2060年となると、新增設の議論は避けて通れないなど、原子力発電を維持し、活用し、拡充することが必要との意見が多数見られます。原発利用促進の考え方に立つ分科会委員が多数であるのではないかと推測しております。

ドイツなどでは、福島原発事故からの教訓を踏まえ、原発ゼロの方針をいち早く打ち出し、そのための対策を進めています。原発は一たび事故が起こると、相当深刻な被害が広範囲に起こることは、福島原発事故、チェルノブイリ原発事故などで明らかになったことでもあります。また、使用済み核燃料を無害化するための技術は、現在世界中のどこにもありません。安全になるまで10万年以上という気が遠くなるほどの期間を要することが明らかかな原発です。処分場を確保できる見通しが無い原発であり、原発を廃止することは、市民、県民、国民の命を守る不可欠の課題であります。2050年までに廃止するのは当然であります。人類と共存できないということを前提に考えていく必要があります。次期エネルギー基本計画である国の第6次エネルギー基本計画の柱の一つに据える必要があります。

陳情事項3は、国は脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーを強力的に推進する政策への転換を早急に進めてくださいとなっております。原発を止め、石炭火力発電所を段階的に

廃止することが大切な課題ですので、そのためには、再生可能エネルギーの比率を高める必要があります。この課題は大切な課題であります。これをやり遂げることには、国の強いリーダーシップが必要です。そのために、国に意見書を提出することは、地方自治体の議会としての大切な役割であると考えます。

議員の皆様には、この陳情に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

次、陳情第3－4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

2017年7月に国連で採択されて以来、2020年10月25日、批准国が50か国になり、その90日後の2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。この条約の発効により、人類史上初めて、核兵器が違法となる国際法が生まれたこととなります。そして、現在では、世界での批准国が57か国に達しています。

1945年8月6日に広島、9日には長崎に原子爆弾が投下され、多くの国民は被爆し、命を落としました。そして多くの市民が被爆し、放射能による被害に苦しみ、核兵器廃絶を願ってきましたけれども、その思いがかなわず、天に召されていった多くの人々の名前が、広島、長崎の平和公園の慰霊碑に納められております。多くの被爆者国民の思いを引き継いで、被爆者団体、平和団体、市民団体が中心となり、核兵器のない世界を求めて、国内外に署名、平和行進、国際会議などでたゆみない活動を続け、その訴えは全世界に共感の輪を広げました。毎年8月6日、9日には、広島、長崎で、市民による平和大会が開催され、国内外から多くの参加者が集まります。国連に届けられた核兵器廃絶の声は1,000万筆を超え、一般市民の声なき声が広がりました。

米国オバマ大統領は、2009年1月に米国大統領に就任した後、同年4月には、チェコの首都プラハでプラハ演説を行い、その中で、世界で唯一核兵器を使用したことのある核保有国として行動を起こす責任があるとし、核兵器のない世界の実現に向けて牽引すると明言をいたしました。同年6月16日には、衆参両院で核兵器廃絶に向けた取組の強化を求める決議が全会一致で可決されました。オバマ大統領は、同年、2016年5月27日には、初めて広島を訪問しました。それから5年後の2021年1月に、核兵器禁止条約が発効することとなりました。被爆者から喜びの声が上がり、アントニオ・グテーレス国連事務総長からも、条約発効は、これらの人々の長きにわたる活動への賛辞ですとのお話がありました。被爆者の長年の訴えが、世界の国々を動かし、核兵器条約を実現に導きました。

核保有国は、核兵器禁止条約への参加を拒んでおります。そして、アメリカ、ロシア等は核兵器を使用しやすくしようとする言動を繰り返しております。ヨーロッパでは、核兵器禁止条約に賛成している人が六、七割との世論調査が出ております。アメリカの若い世代で、7割が核兵器は不要と答えた調査結果も発表されているとのことでもあります。唯一の被爆国である日本政府は、核兵器保有国と非保有国の橋渡しをするという理由で、条約

への参加を拒んでいます。核の傘、核兵器抑止力論では、負の連鎖により危機が深まるばかりで解決には向かいません。政府に市民の思いを伝え、核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求める意見書を提出することは、笠間市議会が、被爆者、市民、そして子どもたちに果たす役割ではないでしょうか。

2022年1月に、オーストリアのウィーンで開かれる予定の第1回締約国会議に、日本政府代表を送り出し、世界で唯一の被爆国として、その政府の役割を果たすことができるようにしようではありませんか。

議員の皆さんが、この陳情に賛同されることをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、陳情第3-2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきであります。

これより原案について採決いたします。

陳情第3-2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を原案のとおり採択することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤いボタンを確認をしてください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成2、反対18、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3-3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきであります。

これより原案について採決いたします。

陳情第3-3号 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて国へ意見書提出を求める陳情書を原案のとおり採択することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤いランプの確認をしてください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成3、反対17、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3－4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきであります。

これより原案について採決をいたします。

陳情第3－4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情を原案のとおり採択することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤いランプが点灯しているか確認をしてください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成3、反対17、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3－5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきであります。

陳情第3－5号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める陳情を原案のとおり採択することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤いランプを確認をしてください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成15、反対5、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

議案第55号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第56号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について

議案第57号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 市道路線の廃止及び認定について

議案第61号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）

議案第62号 財産の譲与について

議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第64号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（石松俊雄君） 日程第4、議案第55号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についてから、議案第65号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）の11件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 産業委員会審査結果報告。

今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月4日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第55号ほか6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第58号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてであります。農地利用最適化推進委員の役割は何か、また、推進委員を2人から1人に減らすことで、活動等に支障は出ないのかとの質疑に対し、推進委員の仕事は、定期的に農地パトロールを行い、現在どのような農地なのか、今後の状況を把握して、農業委員会に報告するという役割がある。また、推進委員が1人となるが、農業委員と推進委員が連携を取りながら進めているため問題はないと考えるが、農業委員、推進委員がなるべく負担にならないように事務局も協力しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第62号 財産の譲与についてであります。市内に笠間高校と友部高校の二つの県立高校がある中で、資金を投入して学校を誘致する経緯は何か。また、現在ある高校に関しての援助とつながり方についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、経緯については、人口減少が進む中、若い世代の流出が喫緊の課題であり、その対応及び出生に対する施策も行うが、子育て世代の転入策を推進する必要がある。過去の子育て世代の意向調査では、教育環境の充実が非常に高くなっている調査結果もあることから、学校の設置効果は形には現れないところもあるが、教育環境の充実という効果につながるとの答弁がありました。

また、既存の高校については、特色のある三つの高校が立地することで、新たな強みになると考えている。支援及びつながりという面では、笠間高校については、美術科、メディア芸術科などの科目がつくられ、入学者も安定してきており、陶炎祭への参加などの連携があり、また友部高校については、県に対し、存続の要望を継続的に行ってきた中で、令和5年度からIT専科という特色を持った高校として存続が決定した。また、市内の若手経営者を集めての授業といった連携や市内の企業への就職の支援なども両校共に行っている。

このような形で、既存の笠間高校、友部高校と今回設置される高校の三つと連携を深めることで、教育環境の充実、子どもたちの教育に貢献していきたいとの答弁がありました。

また、今回の財産の譲与については、与信管理が非常に重要と考える。リスク管理の部分について弁護士と協議しながら、相手側と交渉して行ってほしい。そして、市の活性化のために、学校運営を成功させていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）であります。道の駅整備推進課所管では、キッチンカーの購入について、具体的な業種は何かとの質疑があり、基本は、笠間の食材をPRする商品を提供し、道の駅での販売が主である。また、キッチンカーの仕様については、様々な料理に対応できるよう考えており、食材に関しても、飲食テナントとかぶらない商品を検討していきたいとの答弁がありました。

なお、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第61号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第61号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第62号及び議案第63号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員長より報告をお願いします。

委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 教育福祉委員会からの審査結果の報告を申し上げます。

今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月7日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第59号ほか2件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、子ども福祉課の放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの補助金増額について、障害児

の受入れに伴い、職員の加配による増額ということであるが、どのような内容なのかとの質疑があり、保護者と学校との協議で、4月から特別支援学級に入った子が1人いて、その子が入っている児童クラブでも指導員の加配算定の対象になったため、予算計上をした。この児童クラブでは、これまでも指導員を1名多く配属していて、この子どもには職員がついて対応しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課の笠間保健センター解体工事での予期しない埋設物の処分に伴う施設解体撤去工事費の増額について、そのような埋設物が発生した場合の対応は、契約上どのようなになっているのかとの質疑があり、想定していない埋設物についての契約上の取決めはなく、設計時に埋設が分かっていた上下水道管などの処分に限られるとの答弁がありました。このことについて、建築物の解体などについては、一般事務職員が担当するのではなく、専門的な知識を有する職員が担当するのが望ましく、今後については、解体以前に建築物を普通財産に変更した後に、営繕担当部署が工事を扱うべきではないかとの意見を執行部に呈しました。

次に、生涯学習課の市内の資料館などを巡るスタンプラリー実施に伴う記念品代を歴史民俗資料館費に計上したことについて、スタンプラリーはどのように実施し、どのような記念品を用意するのかとの質疑があり、この事業は、市内の九つの資料館等のうち6施設のスタンプを集めた方の中から、抽せんで景品を送るという内容で、景品の内容としては、1万円の共通食事券を20名分、5,000円相当の笠間焼を30名分、3,000円相当の加工品を100名分予定している。全ての方を対象とする事業だが、小学生には夏休み前に、学校でスタンプラリーの用紙を配布し、学校の夏休み期間を中心に実施する。コロナ禍により減少した入館者数の増加を図り、地場産品などを景品とすることで、地元企業の売上げを促進することが目的であるとの答弁がありました。

なお、議案第59号、議案第64号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第63号では、まず、笠間保健センターの施設解体工事費について、1,000万円もの増額を認めることも、市が解体の方針を決定したことも認められないため、反対するとの討論がありました。

また、東京オリンピックのホストタウン事業に係る予算については、感染拡大や医療逼迫のおそれから、オリンピック開催反対の世論が強いが、この予算は、逆に開催を加速させるものであり、市はホストタウンを返上すべきと考えているため、反対するとの討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第59号、議案第64号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第63号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案審査の経過並びに結果であります。議員各位

の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 室温が上がっておりますので、暑い方はどうぞ上着をお脱ぎください。

次に、建設土木委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月8日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第60号ほか2件の付託議案の審査を行いました。

審査の経過での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第60号 市道路線の廃止及び認定についてですが、市道認定までの協議はどのように行われているのか、また、認定されたメリットについての質疑に対し、都市計画事業に伴う路線認定については、庁内合意形成により事業化となって認定することとなり、開発行為による場合は、庁内関係課と会議で審査をし、許可となれば、事業者が整備し、市へ移管することになる。また、認定のメリットについては、隣接地権者にとっては、住宅を建てる時など、建築確認が容易になり、市としては、認定路線によって交付税算定されるというメリットがあるとの答弁がありました。

次に、議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）ですが、建設課所管では、補助事業名が変更されていても、実施する内容が変更がないかの確認をいたしました。

次に、議案第65号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）については、大淵地内の工事箇所や工事内容についての質疑に対し、県道日立笠間線の南側にて、既存水道管が工事の支障となるため、布設替えを行うものとの答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

初めに、議案第62号に対する討論を行います。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。

日程第4議案に対する討論を行います。

まず、議案第62号 財産の譲与について反対の立場で討論をいたします。

私立学校振興助成法では、私立学校が国の財政援助についての法的保障の下に、教育条件の維持向上などの努力ができることになったという意味で、大きな前進が図られたということと、この法律は第3条で、学校法人の責務として、学校法人は、自主的に財政基盤の強化を図り、修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、教育水準の向上に努めなければならないとしております。

私立学校に対する補助には、大きく言うと2種類あります。一つは、学校法人等に対する経常費助成であり、もう一つは、2020年から拡充された私立学校授業料の実質無償化といわれる授業料助成であります。私立学校が、公教育としての役割を長年発揮してきた実績と国民世論の高まりにより、実現につながった制度です。

そもそも私立学校は、学校教育への理念を掲げて、その崇高な目的を実現するために、創設者が私財をなげうって立ち上げたことからスタートしたものが多くあります。そのため、学校新設のための資金は、創立者、学校法人等による全額自己負担で建設することが建前となっており、ほぼ全ての私学が、立ち上げ時には公的機関からの補助を受けることなく、全額自己資金でスタートしているというのが通常であります。開設が認められた後に、学校運営のための経常費に対する助成があり、生徒に対する授業料助成を行うことにより、授業料負担を大幅に軽減し、子どもたちの学ぶ権利を保障する制度、このような二つの制度がございます。私立学校開設時には、校舎、建物、校地が必要となり、それを整備するためには、かなりの費用がかかります。それらの立ち上げ費用は、通常、私学が学校法人等の財源を用いて、独自に準備することになっており、通常は国や県からの補助はございません。

利根町にある通信制の私立大学は、廃校となった中学校の校舎を町から購入し、土地代は、年額を町に支払っております。額の多寡は別として、これが普通のことです。

これは、高等学校通信制教育の質の確保・向上のためのガイドラインの一部改正についての通知であります。文部科学省初等中等教育局長名で、平成30年3月23日付で各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会等に発出した文書であります。これには、初めに、こういうふう書いてあります。

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改定等について通知。文部科学省初等中等教育局長、平成30年3月23日。文部科学省では、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、平成28年9月、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下ガイドライン）の策定をし、各

所管庁に対し、同ガイドラインに基づく指導監督等の実施についてお願いをしてきました。ということで、るる書いてありますけれども、この文部科学省としては、ガイドラインの改定をはじめとする高等学校通信教育の質の確保・向上のための施策を講じたところであり、また、次のような記載がさらにございます。

審議のまとめにおいて、各所管庁が通信制高等学校に関する事業を執行する職員を十分に配置し、高等学校通信教育に関する専門的な知識・経験等を有する職員を置くなど、指導監督体制の充実を図ることが必要であるとされておりまして、次のような指示があります。

1、ガイドライン改訂の概要。1、添削指導及びその評価。添削指導は、高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は、添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性をつまづきを的確に捉えて指導することを加えた。2番は、添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないことを加えたこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施することを加えた。

それから、るる書いてありまして、(2)の面接指導及び評価では、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校は、その重要性に鑑み、絶えず改善に努めることを加えたと、このように書いてありまして、面接指導を実施する場合、生徒の自習状況を十分に把握するとともに、例えば、観察実験や実習が適切に実施できるよう、施設設備等も含め、面接指導を行う上で適切な教育環境を整えることを加えたと。

さらには、多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であって、生徒の実態等を考慮して、特に必要がある場合は、面接指導等時間のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができることとし、免除する時間は、合わせて10分の8を超えることができないことを加えたと。それから、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、十分配慮しなければならないと、このようなことがたくさん書いてありまして、このような通信教育における教育の基幹的な部分に、非常に危うい部分があるということを文科省は認識をして、指導をかけているところでもあります。

今回の対象校が、このような指摘が該当するのかわからないかは、私は分かりません。学校での履修内容や運営システムについて大ざっぱな説明はありましたけれども、系統立った教育内容と生徒との関わり、この程度の説明では理解ができませんでした。少なくとも、広域通信制では、様々な検証すべき課題があることを示しております。

市有財産は市民の財産であります。貴重な財産の活用は慎重に行わなければなりません。

無償で譲与するという判断をするには、それだけの根拠が必要であります。私は説明をお聞きいたしました。現時点で分からないことはたくさんあります。ましてや、市民の財産を無償で譲与することの必要性、妥当性を現在の状況で市民に説明することはできません。それだけの資料の提示はなかったと、このように感じておりますし、無償譲与することに、現時点で賛成いたしかねます。

一定の期間、例えば3年間とかの経過と実績を見て検証を経なければ、判断はできないのではないかと考えます。今決めることには反対をいたします。現時点では、建物は有償、3.5ヘクタールの土地などは、年額で貸出しをするということも可能かと思えます。そのための検証、検討を進めるようにすべきだと考えます。

議員の皆様方には、御理解、御賛同をいただけますようお願いいたします。反対討論といたします。以上です。

○議長（石松俊雄君） 次に、議案第63号に対する討論を行います。

16番西山 猛君。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 議案第63号 令和3年度一般会計補正予算（第3号）、歳出の2款総務費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金に反対せざるを得ない立場で、討論をさせていただきます。

本件については、去る5月21日金曜日、報告事項により、執行部より担当者が説明をしました。その際、当事者である民間の学校法人に対する疑義があるとの指摘が一部の議員からありました。これにより要調査、つまり、一定の調査が必要ではないかとの意見がありました。

その結果、6日後の5月27日木曜日、再び全員協議会が招集されました。当日は、本件についてさらなる説明があり、その際、当該学校法人の事業開発部長ほか1名が直接議会に対して、事前に説明をし、質疑に応じたという状況になりました。この時点では、払拭できない疑義が学校法人側にあったため、引き続き要調査とする意見とともに、次回、定例会、つまり、9月の定例会の提案にすべきとの声も上がりました。

ところが、今期定例会に付議すべく、開会日前日の5月31日月曜日、3回目の、何と3回目の議員全員協議会の開催が執行部より要請されました。僅か10日間で3回もの全員協議会を開催する必要性、異常事態、なぜ急ぐのか、皆がそう思ったに違いありません。

その理由を、いいですか、皆さん、石松議長がこの31日の全員協議会の会議の冒頭で、驚きの発言をしました。市長と密談をしたと。令和4年度の開校を目指す、来月7月には県へ申請をすると、よって、6月の定例会会期中の議決が必要不可欠であると、こういう挨拶とともに始まりました。私は違和感を持ちました。もちろんそう思った議員もいるでしょう。

どうですか、皆さん。市長と議長が、本来、皆さんの前に提案をして、協議をしなけれ

ばならない案件について、既に内々で、それは協議なのか、密談なのか密約なのか分かりませんが、してあったと。これは民間法人、学校法人ですね、それから、山口市長、そして石松議長、そして議会議員、我々議会議員への流れ、これ村度のリレーじゃないですか。そう思いませんか。村度というバトンを民間から、民間法人から山口市長が受け取り、山口市長が、石松議長に渡し、石松議長が議会皆さんに全員協議会の場で。そう思わざるを得ません。誠にもって奇々怪々な議会全員協議会であったと私は思っております。

ところで、学校法人について調査をしましたところ、学校教育法で位置づけられている大学が設置する1・2年、1から2年の過程で、大学を目指す留学生に日本語などを準備的な教育を行う、このことについて、学生に対する教員の割合、授業時間などについて基準が決まっている日本語学校とは別に、文部科学省への届出のみで開設可能であると。教員数や授業時間などが定められていないという法令なんですね。緩いんですね。

それを裏づける事実がありまして、我々ここにいる議員が何名か参加しましたが、去る平成27年5月19日、利根町、先ほども出ましたけれども、利根町の日本ウェルネス大学に研修に行きました。この際、質問の中で、1年・2年・3年・4年次の生徒数が非常に多いという質問をした先を見ている議員がおります。ここで言うわけにはいきませんが、本人分かっていると思いますね。実は、外国人の留学生を、学生を受入れるということが目的化されている。この目的化されていることが、どのようになってくるかといいますと、2018年8月3日、この朝日新聞なんです、この記事には、少なくとも日本全体の46%、日本全体の外国人のそういう対象者の46%をたった2校で占めているんですね。61校のうち2校で占めているんですって。そのうちの1校は、ウェルネス大学なのですね。今回の当事者です。何と5年間で22倍になっているんですよ、外国人が。22倍。これに対して、教育の保障をする仕組みがなければ、出稼ぎ目的の学生を受け入れる隠れみのもと見られるおそれがあるということを経済産業省の佐藤准教授が言っているんですよ。これが現実なんですね。

ということは、こういうことを含めて、既に疑義が生じたこの案件について、やはり、調査をすべきであろうと思っております。もちろん、過去のこと、現在のこともあるんですけど、過去のこと、昔こういうことをやった、ああいうことをやった、それには訴訟のこともあったでしょう。和解をしたと聞いていますが、県内でも同じ県西に位置する坂東市でも、ノーとはっきり議会のほうで受入れははねております。県外でも、栃木県さくら市、ここもそうです、ノーです。

私は思うんです。もし、笠間市の財産が無償であろうと、いや、何かを投じて、笠間市の発展のために必ずやなるだろうと、多くの市民が納得する事業であれば、私はいいと思っております。例えば、友部駅の周辺に空き地があった、立派な空き地があった、以前、先輩議員から言われました。笠間市がもし公有財産としてあるならば、笠間市が提供して、立派なホテル、ビジネスホテルでも何でも建ててもらえ、そのぐらいやらなきゃ動かない

んだと、私は思っております。

現在、利根町では、今年度の当初予算に、不動産鑑定を計上したらしいです。これはどういうことかということ、年間880万円からの地代を頂いております。売却したのは、約2校で3,000万円。毎年880万円、約900万円の地代を頂いております。これを売ってくれと、譲ってくれということで申請があったので、それを受理して、それに基づく不動産鑑定に入るために予算化したと。それは、今年度当初予算で組まれているということで、利根町がそういう状況にあります。

ところでその間に、約800万円、設計費を含めて800万円のトイレを造っています。このトイレというのは、造りました、維持管理、水道電気、壊れたら、それも全部町、学校側は、トイレトーパー、あとお掃除をすると、こういう条件らしいです。そこには、一般町民ですね、利根町ですから、一般町民も使用するという条件を加えて、何となく公共のものということでしたらしいです。

現実的には、そういう問題、これから笠間市が、本当に発展のために、3億5,000万円、そして無償で譲渡することが正しいのか。もう1回、相手の都合、来年4月に開校したいという都合と今回上程して、これをこの今期定例会で議決することとちょっと違うような気がします。

なので、私は、建設的な事業だとは思いますが、今の段階では反対せざるを得ないと思っております。今やるべきことは、もし、今回このように教育に目線が行っているとすれば、既存の小中学校、教育予算をもっと増やして、特色ある教育を進めていただきたい。新しい教育長も迎え入れたわけだとして、私は個人的には思っております。

それから、コロナ禍の中で、必死に生きようとしている人たち、笠間市民の人たちに手を差し伸べる方法、あるいは、保健、医療、福祉、介護、全ての皆さんに精神的に幾らかでも軽減できるような施策を行っていただきたい。そこに、まずは3億5,000万円を使っていただきたい。そう思って、この場に立ちました。

議員諸兄、皆さん、どうか賛同していただいて、1人でも多くの反対、今回の件を次回の9月まで待てよという市民の負託に応えられるような行動を起こしていただきたい。お願いいたします、私の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 次に、3番内桶克之君。

〔3番 内桶克之君登壇〕

○3番（内桶克之君） 3番、かさま未来の内桶です。

議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ7億8,722万8,000円を追加するものでございますが、歳出予算では、企画費の負担金補助及び交付金の学校跡地等活用事業負担金3億5,000万円が最も多い補正額となっています。この負担金については、旧み

なみ学園南小校舎の跡地活用について、日本ウェルネス高等学校整備に伴い、学校法人タイケン学園に支出するものです。高等学校の開設、施設準備には、約12億円の予算が見込まれるということを聞いております。今年度は、校舎の改修、約2億910万円、体育館、グラウンドの改修6,820万円、児童館等を食堂、寮に改築、プール等の解体に1億400万円、外構その他の工事に5,700万円、それに消費税を加えると約4億8,213万円になるという説明がありました。この改修費に学校の備品等の準備経費を加えると、5億1,640万円となるということで、その金額の約3分の2を支援したいということです。

このタイケン学園の高等学校整備について、1、今までの経過、2、市が改修、解体した場合の費用、3、リスク管理について述べさせていただきます。

まず、1の今までの経過ですが、令和元年6月の全員協議会で、学校跡地等活用の公募について東小、東中、みなみ学園南小校舎の公募内容の報告があり、その結果として、9月の全員協議会でそれぞれ提案内容の報告がありました。南小校舎については、全日制高等学校の活用の提案であり、無償譲渡の話が来ている、さらに9月24日に、市職員、みなみ学園の保護者、公民館長、区長、学識経験者など12名から成る公募選定委員会が開催され、その審査の結果が10月の全員協議会に報告されました。ここで初めて、タイケン学園の名前が出てきたわけです。また、審査の結果、タイケン学園の提案が、3か所の提案の中で一番点数が高かったという報告もありました。また、要望について、無償譲与と施設整備に関する補助金の希望をしているという報告もありました。

その後、令和2年7月の全員協議会で、社会情勢の変化、コロナ禍における学校運営の見直しから、全日制から通信制への変更の報告がありました。そして、令和3年、今年1月に地元の説明会を開催し、大きな反対の意見はなく、体育施設の仕様等の調整の話が出たということを聞いております。このように、市としては、タイケン学園と令和元年9月から1年半以上の協議を重ね、令和4年4月の開校を目指し、今も協議を進めているところでございます。これが今までに至った経過でございます。

次に、2として、このみなみ学園南小校舎3,600平方メートルの改修、解体した場合の費用についてです。市が校舎を利活用するために、大規模改修工事を行ったと仮定したときの費用を、友部第二中学校を行った費用単価、平方メートル当たり6万3,000円で計算をしますと、約2億3,000万円程度かかると予想されます。また、解体の場合、随分前の単価になりますが、佐城小の解体のときの単価、平米当たり2万9,000円で計算すると、1億556万円という金額が出ますし、市立病院の単価、平方メートル当たり5万3,000円と計算すると、1億9,300万円かかるという計算になります。これは校舎のみの解体の費用でございますから、体育館、プールなどが加われば、さらに費用が増加するということになりますから、市で再利用するに当たっても、解体するに当たっても、2億円から3億円の費用負担がかかるということになります。

次に、3として、リスク管理についてです。このことについては、タイケン学園とは、

事業実施協定を結ぶこととしています。内容は多岐にわたっておりますが、事業の実施期限、財産の取扱いについて、譲渡契約後1年以内に利活用事業を実施すること、施設等の利用制限等管理移転の禁止、利活用できない場合や中止、休止した場合の施設の原状復旧と無償返還などがあります。つまり、高等学校以外は使わない制限と高等学校をやめた場合は返還すると明記するというものでございます。

この3点により、笠間市として、高等学校の整備において、支援、さらには連携、公民連携事業として、地域の活性化を目指した事業展開をすべきと考えています。

少子化が進み、学校が統合され、学校跡地の活用が地方自治体においては課題となっています。しかし、笠間市は県内で唯一公民連携に係る基本方針を策定し、効果的な公民連携を推進しています。公民連携の基本原則は、対等性と競争性、柔軟性と迅速性、総合性と多様性の三つです。すぐに収益が上がる事業もあるでしょう。しかし、将来を見据え、方策を決定することも重要です。

タイケン学園は、大学1校、高校3校、通信制は、国内で10キャンパス、専門学校8校、保育園12園を保有する学校法人であります。笠間市の地理的条件の中で、特徴ある学校づくりを期待するものです。

今回の補正予算には、笠間保健センター施設解体事業の継続や5施設の指定管理について、来年度以降の契約事務を進めるための債務負担行為の補正、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の事業、さらには、東京オリンピックホストタウン等のコロナ対策に係る支出も計上されております。

議員各位におかれましては、この点を踏まえて、御賛同賜りますようお願い申し上げ、討論といたします。ありがとうございます。

○議長（石松俊雄君） 次に、10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。

議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論をいたします。

一般会計補正予算（第3号）では、歳入歳出7億8,722万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億4,082万8,000円とするものであります。

その中身を見ていきます。

歳出においては、市民活動費の地域集会場建設事業費補助金や民生費では、保育所整備交付金2,065万円、商工振興費では、中小企業事業継続応援貸付金負担金895万2,000円など、そのほかにも市民生活に必要な予算が計上されており、これらは至急市民に届けていく必要があります。

しかし、次の項目の支出は不適切であり、認められませんので反対いたします。

第1には、総務管理機、6目企画費、18節負担金補助金及び交付金の3億5,170万5,000

円は、学校跡地利活用事業負担金 3 億 5,000 万円と計画策定補助金 170 万 5,000 円の合計であります。土地建物などの市の財産を無償で譲与し、その上に、学校開設のため 3 億 5,000 万円の資金を支援するという事は、通常ではありません。開設時には、全額自己負担でもって建設に当たることが基本であります。

文科省の通知を先ほどお知らせいたしましたけれども、広域通信制に関しては、様々な課題がございます。国から経常費に対する助成、生徒に対する授業料の支援があり、これを活用することで、当面の運営の糧にすることができます。それ以上の支援は、少なくとも現時点ではできないのではないかと思います。

一定の期間が経過してから、実績を判断して、真に有益な貢献となることが明らかになった時点で、教育環境の整備などに支援をすることが可能になるかもしれません。現時点では、その判断はできませんので、賛成はできかねます。

第 2 には、笠間保健センターの解体工事費が 1,080 万円値上がりして、7,506 万円から 8,586 万円に増額になったことです。そもそもこの解体は、不要不急の支出であり、市民が存続を求め有効活用をしたいと、市に多数の署名を持参して 2 度も要望をいたしました。福祉保健の施設としての活用のほか、災害時の避難所、地元住民の集会所など利活用が可能であったにもかかわらず、その願いはかないません。数千万円の費用をかけて改修し、市民が活用できる施設として使えるようにするのであれば別でありますけれども、多額の費用をかけて取り壊し、さらにその費用が 1,080 万円も増額されるということに賛成することは到底できませんので、反対いたします。

第 3 には、ホストタウン等コロナ対策事業費の 438 万 3,000 円です。コロナ禍の中、オリンピック・パラリンピックは中止すべきであります。オリンピック開催につながる事前キャンプは中止にすることが適切かと思います。コロナ対策に集中すべきであります。県北のある市でも、コロナ禍の中のオリンピックの事前キャンプを中止にいたしました。事前キャンプを通じて、感染拡大につながることをおそれ、市民に感染が広がらないよう、事前キャンプを返上したのではないかと思います。

政府の分科会会長の尾身氏は、パンデミックの中でのオリンピック開催は普通はない、オリンピック開催で人流が増え、感染者が増加するのは明らかだと述べました。開催により人流が増加し、医療体制の重圧がかかり、救える命が救えなくなるようなことは避けなければなりません。地方自治体としては難しい御判断になるでしょう。

特に、市長の県内での立場を考えますと、難しいことなのかなとは思いますが。I O C の幹部が来ても、I O C は、日本の実情より何があっても開催したいという気持ちが強いようです。G 7 に参加した各国首脳は、日本の実情をととも理解しているとは思えません。そもそも政府が中止の判断をして、コロナ対策に専念し、一刻も早くワクチン接種、検査の拡大をすべきだと考えます。責任を地方自治体に転嫁するような言動があるとすれば、それは慎んでいただかなければならないと思います。

以上、3項目が問題の支出でありますので、反対いたします。

議員の皆様方の御賛同いただきたくお願いいたしまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 討論が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時55分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決に入ります。

採決は、1件ごとに行います。

初めに、議案第55号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 財産の譲与についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤いランプの点灯を確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成16、反対4、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、赤いランプの点灯を確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成16、反対4、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

○議長（石松俊雄君） 日程第5、議案第66号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

暫時休憩いたします。

午後零時01分休憩

午後零時01分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を開きます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第66号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度の一般会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第66号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、子育て世帯生活支援特別給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業において、早急に予算措置が必要であることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億417万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億4,500万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6,074万4,000円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の財源としまして、事業費分、事務費分をそれぞれ計上するものでございます。

3目衛生費国庫補助金4,343万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7 ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,074万4,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しまして支給いたします子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）5,785万円のほか、必要な事務費を計上するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費4,343万5,000円の増は、12節委託料に、接種会場スタッフ増員に係る人材派遣委託料をはじめ、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に要する経費に関するものでございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

教育福祉委員長から議案が提出をされております。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

ここで追加日程議案をタブレットに配信するため、暫時休憩いたします。

午後零時05分休憩

午後零時06分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第3号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める意見書について

○議長（石松俊雄君） 日程第6、委員会提出議案第3号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

教育福祉委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 委員会提出議案第3号 新型コロナワクチン接種の安全性確保を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

新型コロナワクチンの接種が進められておりますが、ワクチン接種による効果や中長期的な人体への影響については明らかにされておられません。ワクチン接種に当たっては、期待される効果と副反応の双方について理解させ、必要とする人が予防接種を不安なく受けられ、また、予防接種を受けない人が、社会的不利益を被ることのないような対策が必要であります。

よって、国におかれましては、感染症対策の強化に適切な措置を講じるよう、地方自治法第99条の規定により、国等へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で、本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和3年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、昼食休憩の後、13時から全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりください。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後零時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 内桶克之

署名議員 田村幸子